

平成17年における外国漁船取締活動の概況について

1.九州・山口沖における外国漁船取締活動の概況

(1) 拿捕件数 11件(前年20件)

国籍・漁業種類別内訳

韓国漁船	8件(同13件)
あなご筒	3件(同0件)
はえ縄	4件(同9件)
いか釣り	1件(同2件)
中型機船底びき網	0件(同1件)
大型機船底びき網	0件(同1件)
中国漁船	2件(同1件)
底びき網	2件(同1件)
台湾漁船	1件(同6件)
はえ縄	1件(同3件)
大型トロール	0件(同2件)
刺し網	0件(同1件)

違反内容別内訳

(違反内容の重複があるため延べ件数)

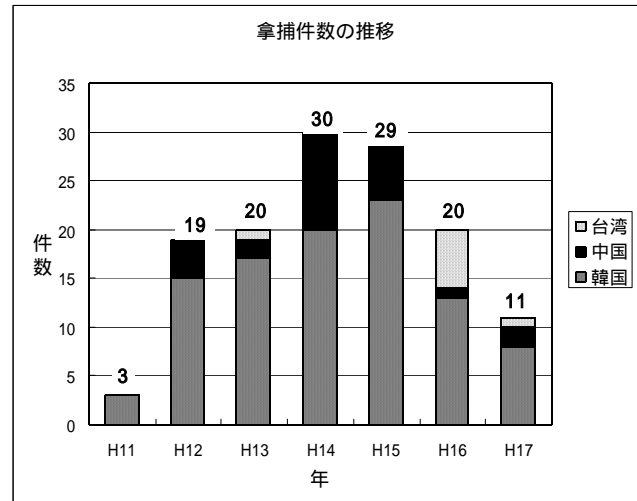
無許可操業 (領海内操業含む)	3件(同7件)
操業水域違反等	2件(同2件)
操業日誌不記載等	5件(同9件)
許可証不備付等	5件(同3件)
立入検査拒否	1件(同0件)

漁業取締船の集中配備等の取締強化により、違法操業の抑止に努めたところ、拿捕件数は大幅に減少した。これにより、新たな日韓漁業協定(平成11年発効)及び日中漁業協定(平成12年発効)に基づく操業秩序の形成・維持及び我が国排他的経済水域での操業が認められていない台湾漁船による違法操業の防止に大きく資することができた。

一方、韓国あなご筒漁船は、我が国水域での操業が認められていないにもかかわらず、船団航行がしばしば視認されるなど不審な行動を繰り返しているため、重点的な取締活動を行った結果、無許可操業(2件)及び立入検査の拒否(1件)で計3件拿捕した。更に、韓国漁船については、平成17年からマアジ、サバ類、タチウオ等9魚種の魚種別漁獲割当量制度が導入され、漁獲量を厳しく管理しているところであるが、タチウオの漁獲量を操業日誌に虚偽記載したはえ縄漁船を2件拿捕した。また、中国漁船については、船長の身分証明書などの重要書類を所持せず操業していた底びき網漁船を2件拿捕した。



操業中の中国底びき網漁船に立入検査に向かう漁業監督官  
(平成17年11月20日、身分証明書不保持罪等で現行犯逮捕)



(2) 密漁漁具押収件数 10件(前年21件)

国籍・漁業種類別内訳

韓国漁船	9件(同20件)
あなご筒	1件(同0件)
はえ縄	4件(同15件)
刺し網	3件(同3件)
パイかご	1件(同1件)
底びき網	0件(同1件)
中国漁船	1件(同1件)
かご	1件(同0件)
刺し網	0件(同1件)
台湾漁船	0件(同0件)



押収漁具の廃棄処分(平成17年11月11日)

違法操業を未然に防止するため、韓国はえ縄漁船による密漁漁具の敷設が多発する対馬北東海域に水産庁漁業取締船を集中的に配備した結果、はえ縄漁具の押収件数は4件(前年15件)と大幅に減少した。

しかし、日韓の排他的経済水域境界線付近では、取締船による監視の間隙を縫って、高速のはえ縄漁船を使用し短時間で漁具の敷設を図ろうとする事例が後を絶たないことから、引き続き注意が必要である。

また、6月初旬には、対馬北東海域において、約4,400個にも上る大量のあなご筒漁具を押収する事件も発生しており、韓国あなご筒漁船の違法操業に対しては今後も警戒を強めていく。

### (3) 逃走・追跡件数 9件(前年11件)

#### 国籍・漁業種類別内訳

韓国漁船 6件(同6件)

あなご筒 3件(同0件)

いか釣り 1件(同2件)

大型トロール 2件(同2件)

小型トロール 0件(同1件)

はえ縄 0件(同1件)

中国漁船 3件(同5件)

底びき網 3件(同3件)

刺し網 0件(同2件)

台湾漁船 0件(同0件)

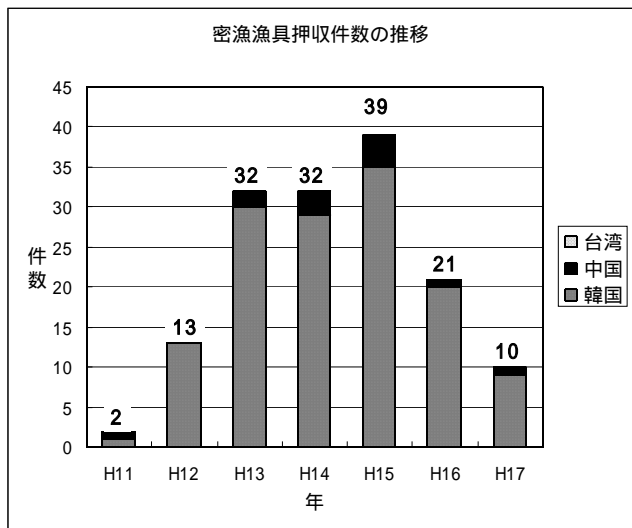
水産庁漁業取締船または取締航空機が、外国漁船の無許可操業などを現認した場合や、検査のために停船命令を発するものの、これに従わず、かつ追跡を妨害するなどして逃走した件数は、9件(前年11件)であり、平成15年以降、横ばい傾向にあるが、同一の韓国あなご筒漁船が複数回にわたって、逃走した事例もある。

これらの悪質な案件については、我が国排他的経済水域での操業許可船の場合には、許可取消等の行政処分を行う一方、許可船・無許可船を問わず、外交ルートを通じて、当該漁船の船籍国へ抗議するとともに、当該国において適切な処分を科するよう要請し、逃走船に「逃げ得」をさせない方針で臨んでいる。

## 2. 関係機関との連携

内閣府沖縄総合事務局との連携により、沖縄海域において台湾漁船の重点取締を実施し、はえ縄漁船を2件(前年1件)拿捕した。同海域では、例年、クロマグロの盛漁期である4月下旬から7月上旬にかけて、台湾まぐろはえ縄漁船による集中的な違法操業が認められ、我が国まぐろはえ縄漁船との間で多数の操業トラブルが発生していることから、集中取締を実施している。更に、他の漁業調整事務所の管轄海域である小笠原周辺海域や日本海西部等にも必要に応じ取締船を派遣配備し、効率的かつ重点的な漁業取締活動に努めているところである。

また、九州・山口沖を管轄する第七管区海上保安本部及び第十管区海上保安本部とも情報の共有を図り、協力して外国漁船の取締りに当たっていくこととしている。



停船命令を無視して逃走する韓国あなご筒漁船に対して音響閃光弾を投擲(平成17年11月6日)

